

会津若松市 総合治水計画



平成 29 年 9 月

はじめに

本市に大きな浸水被害をもたらした平成14年の集中豪雨・台風から10年以上が経過しました。平成14年10月の水害の特徴は、水路が溢れ、道路を水が走り、短時間のうちに人家や商店街などが浸水するというものでした。

水害発生以降、河川整備や下水道雨水幹線整備、公共施設の一部において、雨水貯留施設の設置など、様々な取組がなされた結果、徐々に治水安全性が向上し、通常の降雨では、かつてのような広範囲にわたる浸水被害は見られませんでした。

しかし、地形的な要因や市街化が進んだこと、さらには近年の集中的な豪雨も相まって浸水被害はこれまでの対策により、その範囲こそ狭くなってきたものの同じ地域で繰り返し発生する深刻な状況が生じております。

このような水害は、宅地化や道路整備などの都市化の進展に合わせて増大しますが、従来の水路を広げ深くするという発想ばかりではなく、本市域全体での取組の考え方や、水害に対する事前の準備、防災への意識を考慮した人々の生活習慣など、総合的な対策により水害に強いまちづくりを行うことが必要と考えられます。

ここでは、浸水被害が常襲化している地域を対象に、河川、都市計画、農業、道路、防災などの治水対策に関係する機関が、浸水被害の実態や原因、対策の目標について認識を共有しながら、各々が取り組むべき具体的行動を喚起した総合的な治水計画を策定して実行しようとするものです。

この総合治水計画については、河川改修や下水道雨水幹線整備などの施設整備のみならず、これらの施設整備とともに、流域での雨水の貯留・浸透、排水路の改善などの施策を盛り込み、それぞれの整備期間における各施策の達成すべき目標を示し、関係機関はこの計画に従って進捗管理を行うとともに、実施過程においては随時効果の検証を行い、必要に応じて計画を修正して効果的な被害軽減を目指していくものです。

しかしながら、行政による施設整備や流域対策などの計画は各施設の整備水準による対策を盛り込んだ行動計画であり、短期間で治水安全性の著しい向上が図られるものではなく、一定規模以上の豪雨に対しては浸水被害の発生も予想されます。

さらに、気候変動の影響による想定を超える豪雨の発生が心配されている今日、行政の対応だけでは限界があり、浸水区域内の住民の方々はもちろん、流域内の住民や企業の方々が浸水対策に対して共通の理解のもとに協働してこの問題に取り組むことが不可欠です。

総合治水計画の策定は、こうした官民の枠を超えた流域全体での浸水対策の取組の第一歩となるものであり、内水浸水被害軽減の効果を発揮することを目指す計画となります。

目 次

第1章 計画の概要

1.1 計画の意義.....	1
1.2 計画対象の地域.....	3
1.3 計画の期間.....	3
1.4 計画の見直し.....	3
1.5 治水対策の実施主体.....	3
1.6 会津若松市総合治水計画の位置づけ.....	4
1.7 会津若松市総合治水計画におけるこれまでの個別計画.....	5

第2章 会津若松市の現状

2.1 本市の概要.....	7
2.2 自然環境の概要.....	10
2.3 社会環境の状況.....	18
2.4 河川・水路の現状.....	29

第3章 これまでの浸水被害と対策の取組状況

3.1 これまでの浸水被害の状況.....	53
3.2 浸水被害原因の分析.....	66
3.3 これまでの浸水対策の取組.....	67
3.4 本市における浸水被害の課題.....	80
3.5 現状課題のとりまとめと対策の方向性.....	91

第4章 総合治水対策の方針

4.1 総合治水対策における取組.....	97
4.2 取組目標.....	99
4.3 基本方針と対策.....	100
4.4 総合治水計画の体系と役割.....	102
4.5 基本施策.....	103

第5章 地区別の取組施策

5.1 地区区分.....	119
5.2 各地区の具体的な取組.....	121

用語集.....	135
----------	-----

